

事業者の皆様へ

補助金のご案内



経費の一部を助成します

·電気自動車等の充電設備整備事業(A事業)

(急速充電設備・普通充電設備・V2H 充放電設備の整備支援)

二酸化炭素等の排出量が少ない電気自動車及びプラグインハイブリッド 自動車の普及促進に向けて、鹿児島県内における充電設備等の導入を促 進することを目的として、県内の事業者の方等が行う充電設備等の導入に 対して経費の一部を助成します。

応募締め切り

令和 5 年 **11 月 30 日(木)**

※先着順 予算がなくなり次第終了いたします。

*国補助金併用時及び急速充電設備は 令和5年9月29日(金)

申請方法など詳しくは・・・ WEB ページをご覧ください https://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/



- ·B事業(太陽光発電、太陽光発電及び蓄電池)
- ·C事業(省エネ設備等)の補助事業については、準備中です。

補助金交付窓口(お問い合わせ、書類等の送付などは下記まで)

一般財団法人鹿児島県環境技術協会 鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター 〒891-0132 鹿児島市七ツ島 1 丁目1番地5 TEL 099-202-0128



E-mail hojyo@kagoshima-env.or.jp

【受付時間】月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く)8:30~17:00(12:00~13:00 を除く)

<mark>電気自動車等の充電設備整備事業は、補助金交付決定後に着手したものに限ります。</mark> <u>令和 6 年 1 月 31 日(水)</u>までに事業完了後の実績報告を提出することが必要です。

対象となる方

- ・法人(国、地方公共団体、独立行政法人及び国又は地方公共団体の出資又は費用負担の比率が 50%を超えるものを除く。)
- ・マンション管理組合
- ・集合住宅の所有者(全ての住居を同一の方が所有し、賃貸する場合)
- ・月極駐車場の所有者(全ての区画を同一の者が所有し、賃貸する場合)
- ・認可地縁団体(公民館等に V2H 充放電設備を設置する場合)

設置場所

給油所、商業施設、宿泊施設等、集合住宅、事務所·工場、月極駐車場等

補助率

補助対象経費			補助率	
		国補助 注1	設備購入費	設置工事費(付帯設 備工事費その他設置 に係る費用を含む。)
給油所	急速充電設備	あり	補助対象外	補助対象外
		なし	2分の1以内	2分の1以内
	普通充電設備等	あり	4分の1以内	補助対象外 注2
		なし	2分の1以内	2分の1以内
商業施設・宿泊施設等、集合住宅及び 事務所・工場等	急速充電設備	あり	4分の1以内	補助対象外
		なし	2分の1以内	2分の1以内
	普通充電設備等	あり	4分の1以内	補助対象外 注2
		なし	2分の1以内	2分の1以内
V2H充放電設備 【個人宅以外の施設にV2H充放電設備を設置する事業】		あり	4分の1以内	補助対象外
		なし	補助対象外	補助対象外

- 注 1 「国補助」とは、経済産業省がクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金をいいます。
- 注 2 既設の普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドを撤去し、新たに普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドの設置のみを行う場合は、補助対象とします。補助率は 4 分の1以内です。
 - ・充電設備購入費、設置工事費には、それぞれ上限額があります。
 - <補助対象設備の型式及び交付上限額、設置工事に係る交付上限額>は、一般財団法人 次世代自動車振興センターのWEBページ(http://www.cev-pc.or.ip/)を参照して下さい。

上記以外の要件があります。詳細は表面記載の WEB ページから 「交付要綱」「補助事業の手引き」をご確認ください。



